商品概要説明書

ＪＡ飼料用米等対策資金

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	ＪＡ飼料用米等対策資金
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○　経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金を申請し、飼料用米および米粉用米を交付対象作物としている方。 ○　経営所得安定対策等交付金の振込口座は、当ＪＡに開設している口座を届出している方。 ○　信用状況に不安のない方。 ※　信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○　その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○　飼料用米および米粉用米にかかる生産年の水田活用の直接支払交付金が入金されるまでのつなぎ資金。
借入金額	○　飼料用米および米粉用米にかかる水田活用の直接支払交付金として支払われる交付金相当額のうち、ＪＡの口座にご入金される金額の範囲内で、1 万円単位とします。
借入期間	○　原則として、生産年の交付金交付期限である生産年翌年の 3 月末までとします。
借入利率	○　当ＪＡ所定の利率といたします。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○　手形借入とします。
返済方法	○　期日一括返済とします。 ただし、指定された貯金口座にご入金された資金（水田活用の直接支払交付金）は、入金が確認され次第速やかにご返済に充当します。
担保	○　原則として、担保は不要です。
保証	○　原則として、保証は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本所金融課(電話：０２５９－８８－３１３２)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○ お申込みに際しては、当ＪＡにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ羽茂